

三重県門型標識等点検要領

令和7年3月

三重県

目 次

1. 適用範囲	1
2. 定期点検の頻度	1
3. 定期点検の方法	2
4. 定期点検の体制	4
5. 健全性の診断	5
6. 措置	8
7. 記録	8
別紙1 用語の説明	10
別紙2 評価単位の区分	11
付録1 一般的構造と主な着目点	12
付録2 判定の手引き	17

1. 適用範囲

本要領は、三重県が管理する道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路の附属物のうち、門型支柱（オーバーヘッド式）を有する大型の道路標識及び道路情報提供装置（収集装置含む）（以下、「門型標識等」という。）の定期点検に適用する。

【補足】

本要領は、省令で定める、「道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異常が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの」に対して、道路の管理者が、門型標識等の各部材の状態を把握、診断し、必要な措置を特定するために必要な情報を得るため、その支柱や取り付け部等の、定期点検の基本的な内容や方法について定めたものである。点検にあたっては、本要領に加え、「門型標識等定期点検要領（技術的助言）」（令和 6 年 3 月 国土交通省道路局）も参考とする。

実際の点検では、本要領の趣旨を踏まえて、個々の諸条件を考慮して点検の目的が達成されるよう、適切な内容や方法で行うことが必要である。

なお、門型標識等に添架されている道路の管理者以外の者が管理する占用物件については、別途、占用事業者へ適時適切な点検等の実施について協力を求めるものとする。

また、本要領の適用範囲外の施設についても、良好な状態に保つため、各道路管理者の判断で、適切な時期に、適切な方法により点検を実施することが望ましい。その際は、直轄国道において適用される「附属物（標識、照明施設等）点検要領」（令和 6 年 9 月 国土交通省 道路局 国道・技術課）等を参考にすることができる。

2. 定期点検の頻度

定期点検は、5 年に 1 回の頻度で実施することを基本とする。

【補足】

定期点検は、門型標識等の最新の状況を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行う。

また、施設の機能を良好な状態に保つため、定期点検に加え、日常的な施設の状態の把握や、事故や災害等による施設の変状の把握等を適宜実施することが望ましい。

3. 定期点検の方法

- ・定期点検は、近接目視により行うことを基本とする。
- ・必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。
- ・現地点検中に緊急対応の必要があると判断された場合は、速やかに監督員に報告すること。

【補足】

定期点検では、基本として近接目視にてすべての部材の状態を評価するか、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。なお、土中部等の部材については、周辺の状態などを確認し、変状が疑われる場合には、必要に応じて試掘や非破壊検査を行わなければならない。

施設の健全性の診断を適切に行うために、または、定期点検の目的に照らして必要があれば、打音や触診等の手段を併用することが求められる。一方で、健全性の診断のために必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用する必要性については、構造物の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。

したがって、一概にこれを定めることはできず、定期点検を行う者が施設毎に判断することとなる。

附属物の落下等道路利用者に直接被害をもたらす恐れがあることから、点検計画策定時にあらかじめ連絡体制を定めておくとともに、現地点検中に緊急対応の必要があると判断された場合は、速やかに監督員に報告すること。

<点検内容>

- ・チェックシート記入
- ・点検写真撮影（全景、部位・部材写真）
- ・損傷箇所記入（損傷スケッチ図）

できるだけ適切に状態の把握を行うことができるように、現地にて適切な養生等を行ったり定期点検を行う時期を検討したりするのがよい。

（例）

- ・土砂等の堆積や植生等がある場合は、取り除いてから状態の把握を行う。
- ・腐食片、塗膜片、うき・剥離等がある場合は、取り除いてから状態の把握を行う。
- ・腐食片等が固着して腐食深さが把握できないことがあるので、かき落とすなどしてから状態の把握を行う。
- ・標識板の重ね貼りは、粘着やリベット等による方法が用いられているが、揺れの影響や経年劣化により粘着強度等が低下する場合がある。
- ・部材の交差部などで、腐食程度が確認しにくい場合がある。
- ・積雪等により直接目視できる範囲が狭まるときもあるので、定期点検の実施時期を適切に設定するのがよい。
- ・前回定期点検からの間に、門型標識等の状態にとって注意すべき出水や地震等を受けた門型標識等では、災害の直後には顕著に表れない変状が把握されることを念頭に状態の把握を行うのがよい。

門型標識等の状態の把握にあたっては、門型標識等の変状が必ずしも経年の劣化や外力に起因するものだけではないことに注意する必要がある。たとえば、以下のような事項が門型標識等の経年の変状の要因となった事例がある。

(例)

- ・ 変状は、門型標識等の各部における局所的な応力状態やその他の劣化因子に対する曝露状況の局所的な条件にも依存する。これらの中には設計時点では必ずしも把握できないものもある。
- ・ これまで、施工品質のばらつきも影響のひとつとして考えられる変状も見られている。たとえば、普通ボルトで留められた取付部の締付力のばらつき、コンクリート部材のかぶり不足や配筋が変状の原因となっている例もある。
- ・ 車両の接触痕がある場合での状態の把握や健全性の診断にあたっては、溶接部や構造の特徴にも注意する必要がある。たとえば、道路橋の部材に比べると板厚が薄いこと、溶接の疲労等級が低い継手が使われているためである。

本体構造のみならず、たとえば、周辺地盤の変状が門型標識等に影響を与えたり、附属物の不具合が門型標識等に影響を与えたり、添架物の取付部にて異種金属接触腐食が生じていたりしているなどの事例もある。

門型標識等の健全性の診断にあたって必要な情報の中には、近接しても把握できない部材内部の変状や異常、あるいは直接目視することが極めて困難な場合もある。その場合、定期点検を行う者が必要な情報を得るための方法についても判断する。また、健全性の診断にあたって技術的な判断の過程を明らかにしておくことが事後の維持管理には不可欠である。

門型標識等毎の健全性の診断を行うにあたって、近接目視で把握できる範囲の情報では不足するとき、触診や打音検査等も含めた非破壊検査等を行い、必要な情報を補うのがよい。

(例)

- ・ ボルト・ナットのゆるみや折損なども、目視では把握が困難な場合が多く、打音等を行うことで初めて把握できることが多い。
- ・ 腐食片等の落下や附属物等の脱落の可能性なども、目視では把握が困難であり、打音等を行うことで初めて把握できることが多い。

他の部材等の変状との関係性を考慮して、門型標識等の変状を把握するとよい。

(例)

- ・ 衝突や永年の風荷重の影響による変状が支柱、横梁、継手部、標識板取付部等の変状と関連がある場合がある。
- ・ 水みちの把握のためには、溶接部の亀裂の有無など複数の箇所の状態を把握するのがよい。また、柱の鉛直方向への水の流下、支間中央での水の滞留などにも留意するのがよい。

溶接部や狭隘部、土中部、部材内部や埋込部、補修補強材料で覆われた部材などにおいても、外観から把握できる範囲の情報では状態の把握として不足するとき、打音や触診等に加えて必要に応じて非破壊検査や試掘を行うなど詳細に状態を把握するのがよい。たとえば次のような事象が疑われる場合には、適切に状態を把握するための方法を検討するのがよい。

(例)

- ・ 溶接継手の亀裂、ボルトのゆるみ
- ・ 支柱の埋込部の腐食
- ・ 支柱や梁等の鋼管内部の腐食

変状の種類、部材等の役割、過去の変状の有無や要因などによっては、打音、触診、その他必要に応じた非破壊検査を行うなど、慎重に状態を把握する必要がある門型標識等もある。このようなものの例を以下に示す。

(例)

- ・ 門型標識等の表面や添架物・附属物からの落下物による第三者被害の恐れがある部位である。
- ・ 部材埋込部や継手部などを含む部材である。
- ・ その機能の低下が門型標識等全体の安全性に特に影響する、重要性の特に高い部位（たとえば継手部等）である。
- ・ 過去に、耐力力や耐久性の低下の懸念から、その回復や向上のための補修補強が行われた履歴がある部材である。
- ・ 標識板や本体（支柱、横梁）に車両の接触痕と疑われる変状がある。
- ・ 応急措置または、過去にボルトのゆるみについて措置がされている。

自らが近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができると定期点検を行う者が判断した場合には、その他の方法についても、近接目視を基本とする範囲と考えてよい。

その他の方法を用いるときは、定期点検を行う者が、定期点検の目的を満足するように、かつ、その方法を用いる目的や必要な精度等を踏まえて適切に選ぶものである。必要に応じて遡って検証ができるように、近接目視によらないとき、その部位の選定の考え方や状態把握の方法の妥当性に関しての所見を記録に残すようにするとよい。

なお、健全性の診断を行うにあたって必要があれば、さらに詳細に状態を把握する。

4. 定期点検の体制

門型標識等の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う。

【補足】

健全性の診断（部材単位の健全性の診断）において適切な評価を行うためには、定期点検を行う者が門型標識等の構造や部材の状態の評価に必要な知識及び技能を有することとする。

以下のいずれかの要件に該当することとする。

- ・ 門型標識等又は道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること
- ・ 門型標識等又は道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること
- ・ 門型標識等又は道路橋の定期点検に関する相当の技術と実務経験を有すること

5. 健全性の診断

定期点検では、部材単位の健全性の診断と門型標識等毎の健全性の診断を行う。

(1) 部材単位の健全性の診断

(判定区分)

部材単位の健全性の診断は、表-5.1 の判定区分により行うことを基本とする。

表-5.1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【補足】

点検時に、道路利用者または第三者への被害のおそれがある損傷が認められた場合には、応急的に措置を実施した上で、上記Ⅰ～Ⅳの判定を行うこととする。

調査を行わなければ、Ⅰ～Ⅳの判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに調査を行い、その結果を踏まえてⅠ～Ⅳの判定を行うこととなる。

(その場合、記録表には、要調査の旨を記録しておくこと。)

判定区分のⅠ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

Ⅰ：監視や対策を行う必要のない状態をいう

Ⅱ：状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう

Ⅲ：早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう

Ⅳ：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

（判定の単位）

部材単位の健全性の診断は、少なくとも表-5.2 に示す評価単位毎に区分して行う。

表-5.2 判定の評価単位の標準

支柱	横梁	標識板又は 道路情報板	基礎	その他
----	----	----------------	----	-----

【補足】

門型標識等は、機能や役割の異なる部材が組み合わされた構造体であり、部材の変状や機能障害が構造物全体の性能に及ぼす影響は異なる。また、一般的には補修・補強等の措置は必要な機能や耐久性を回復するために部材単位で行われるため、健全性の診断を部材単位で行うこととした。（別紙2 評価単位の区分参照）

なお、表-5.2 に示す部材が複数ある場合、それぞれの部材について構造物への影響を考慮して、「表-5.1 判定区分」に従って判定を行う。

（変状の種類）

部材単位の健全性の診断は、少なくとも表-5.3 に示す変状の種類毎に行う。

表-5.3 変状の種類標準

材料の種類	変状の種類
鋼部材	き裂、破断、変形・欠損・摩耗、腐食、ゆるみ・脱落、その他
コンクリート部材	ひびわれ、その他

【補足】

定期点検の結果を受けて実施する措置の内容は、原因や特性の違う損傷の種類に応じて異なってくることが一般的である。同じ部材に複数の変状がある場合には、それぞれの変状の種類毎に判定を行う。

(2) 門型標識等毎の健全性の診断

門型標識等毎の健全性の診断は、表-5.4 の区分により行う。

表-5.4 判 定 区 分

区分		定 義
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【補足】

門型標識等毎の健全性の診断は、部材単位で補修や補強の必要性等を評価する点検とは別に、門型標識等毎で総合的な評価を付けるものであり、道路の管理者が保有する門型標識等全体の状況を把握するなどの目的で行うものである。

門型標識等毎の健全性の診断にあたっては、5. (1) 部材単位の健全性の診断の結果を踏まえて、総合的に判断することが必要である。

一般には、門型標識等の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表させることができる。

6. 措置

5. 健全性の診断結果に基づき、道路の効率的な維持 及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

【補足】

具体的には、対策（補修・補強、撤去）、定期的あるいは常時の監視、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

更新（取替え）・補修・補強にあたっては、健全性の診断結果に基づいて施設の機能や耐久性等を回復させるための最適な対策方法を施設の管理者が総合的に検討する。

監視は、対策を実施するまでの期間、その適切性を確認した上で、変状の挙動を追跡的に把握し、以て門型標識等の管理に反映するために行われるものであり、これも措置の一つであると位置づけられる。たとえば門型標識等の機能や耐久性を維持するなどの対策と監視を組み合わせることで措置を行う事も考えられ、監視を行うときも道路管理者は適切な措置となるように検討する必要がある。

直接補修補強するということではなく、たとえば当該変状について進行要因を取り除くなど状態の変化がほぼ生じないと考えられる対策をした上で、変状の経過を監視することも対策の一つと考えてよい。

突発的に致命的な状態に至らないと考えられる場合に、または、仮支持物による支持やバックアップ材の設置などによりそのように考えることができる別途の対応を行った上で、着目箇所や事象・方法・頻度・結果の適用方法などを予め定めて挙動を追跡的に把握し、また必要に応じて、予定される道路管理上の活用のための具の準備を行っておくことで、監視として措置の一つと位置付けできる。監視のためには、機器等の活用も必要に応じて検討するとよい。また、各種の定期又は常時のモニタリング技術なども、必要に応じて検討するとよい。

同じ門型標識等の中に措置の必要性が高い部材と望ましいという部材が混在する場合には、足場等を設置する費用等を考えれば、どちらも包括的に措置を行うのが望ましいこともある。

7. 記録

定期点検の結果を記録し、当該施設が利用されている期間中は、これを保存する。

【補足】

定期点検の結果は、点検調書の各帳票、点検表記録様式に記載し、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。

なお、定期点検後に、補修・補強等の措置が行った場合は、「健全性の診断」を改めて行い、速やかに記録に反映しなければならない。

また、その他の事故や災害等により門型標識等の状態に変化があった場合には、必要に応じて「健全性の診断」を改めて行い、措置及びその後の結果を速やかに記

録に反映しなければならない。

門型標識等データの提出（委託）

三重県CALS電子納品運用マニュアルに基づく成果品及び門型標識等点検データの成果品を提出すること。

- ・ 門型標識等点検データとは、点検調書、点検表記録様式、点検写真、損傷図である。
- ① 三重県CALS電子納品運用マニュアルに基づく成果品
 - ・ 提出部数は発注図書等による。
 - ・ 損傷スケッチ図は、清書して損傷図としてPDFで提出するものとし、オリジナルデータも格納する。
- ② 門型標識等点検データの成果品
 - ・ 電子媒体を1部提出することを基本とする。
 - ・ 成果品のフォルダ構成は、「③門型標識等点検成果のフォルダ構成」による。
- ③ 門型標識等点検成果のフォルダ構成



点検調書フォルダの階層は橋梁の構成を参考とする

別紙1 用語の説明

(1) 定期点検

施設の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行うもので、定められた期間、方法で点検^{※1}を実施し、その結果をもとに施設での健全性を診断^{※2}し、記録^{※3}を残すことをいう。

※1 点検

施設の変状や門型標識等にある附属物の変状や取付状態の異常を 発見し、その程度を把握することを目的に、近接目視により行うことを基本 として、施設や門型標識等にある附属物の状態を検査することをいう。必要に応じ て応急措置^{※4}を実施する。

※2 健全性の診断

点検または調査結果により把握された変状・異常の程度を判定区分に応じ て分類することである。定期点検では、部材単位の健全性の診断と、施設の健全性の診断を行う。

※3 記録

点検結果、調査結果、健全性の診断結果、措置または措置後の確認結果等 は適時、点検表に記録する。

※4 応急措置

点検作業時に、第三者被害の可能性のある附属物の取り付け状態の改善等を行うことをいう。

(2) 措置

点検または調査結果に基づいて、施設の機能や耐久性等を回復させる ことを目的に、対策、監視を行うことをいい、具体的には、対策（補修・補強、撤去）や定期的あるいは常時の監視、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

(3) 監視

応急対策を実施した箇所、もしくは健全性の診断の結果、当面は応急対策または本対策の適用を見送ると判断された箇所に対し、変状の挙動を追跡的に把握することをいう。

別紙２ 評価単位の区分

口点検にあたっては、別表-1 に示す部材が弱点部となることから、特に注意する必要がある

別表－１ 評価単位の区分と主な点検箇所

評価単位の区分 (部材)	主な点検箇所（弱点部となる部材等）	
支柱	支柱本体	支柱本体、支柱継手部、支柱分岐部、支柱内部 等
	支柱基部	路面境界部、リブ取付溶接部、柱・ベースプレート溶接部、柱・基礎境界部 等
	その他	電気設備用開口部、電気設備用開口部ボルト 等
横梁	横梁本体	横梁本体、横梁取付部、横梁トラス本体 等
	溶接部・継手部	横梁仕口溶接部、横梁トラス溶接部、横梁継手部 等
標識板または 道路情報板	標識板及び標識板取付部	※道路標識の場合（重ね貼りのビス含む）
	道路情報板及び 道路情報板取付部	※道路情報板の場合
基礎	基礎コンクリート部	※露出している場合 または、舗装等を掘削した 際に確認できる場合
	アンカーボルト・ナット	
その他		※管理用の足場や作業台などがある場合に適宜設定

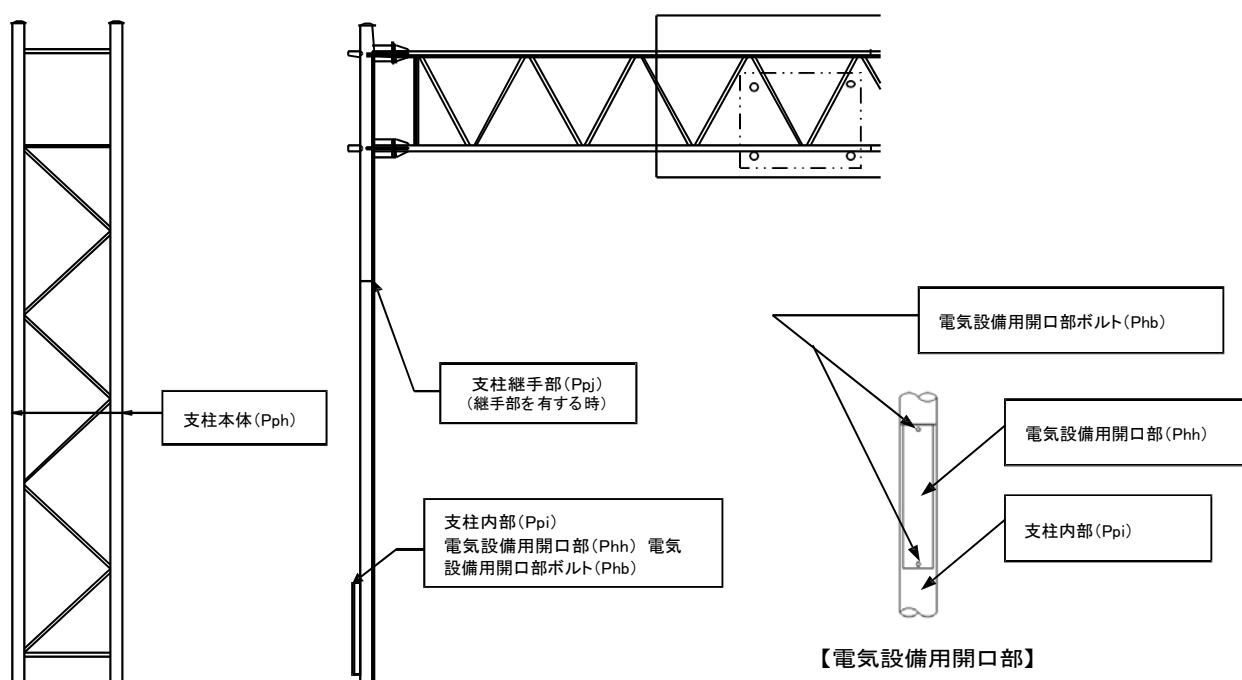
付録1 一般的構造と主な着目点

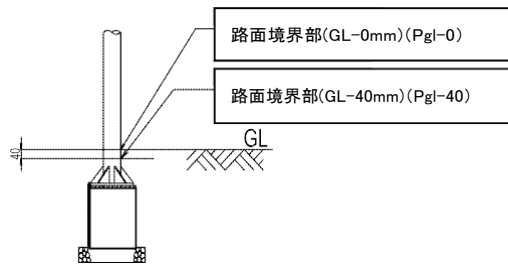
門型支柱（オーバーヘッド式）を有する大型の道路標識及び道路情報提供装置の定期点検における部材の主な着目点の例を以下に示す。

1. 1 支柱

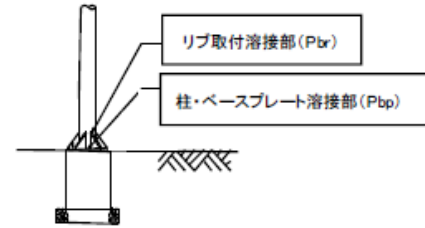
1) 主な点検箇所（弱点部となる部材等）

- ・支柱本体
- ・支柱継手部
- ・支柱内部
- ・電気設備用開口部
- ・電気設備用開口部ボルト
- ・路面境界部（GL-0mm）
- ・路面境界部（GL-40mm）
- ・リブ取付溶接部
- ・柱・ベースプレート溶接部
- ・柱・基礎境界部

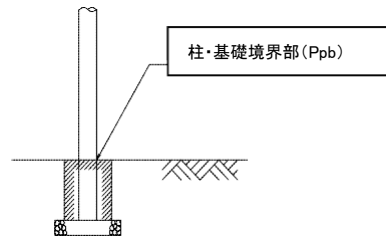




【路面境界部が埋め戻されている場合】



【ベースプレートが露出している場合】



【基礎コンクリートが露出している場合】

2) 点検時の主な着目点

- 各溶接部は、疲労き裂が生じやすい。
- 支柱継手部の内部に接合用リングを設置している場合、支柱の結露等により支柱内部から腐食することがある。
- 外観で腐食、亀裂が見られる場合には、支柱内部に雨水が浸入し、支柱内部の滞水及び腐食が生じやすい。
- 路面境界部及び柱・基礎境界部の腐食は、突然の倒壊を起こす要因になるため特に注視する必要がある。
- 電気設備開口部のパッキンの劣化や通気孔につまりがあると、支柱内部の滞水及び腐食が生じやすい。また、滞水が見られる場合には、変状が急速に進展することがある。

なお、路面境界部（GL-40mm）の掘削実施の目安については、「附属物（標識、照明施設等）点検要領」（令和 6 年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課）を参考にすることができる。

<参考>

支柱内部が滞水している、又は滞水の形跡がある場合は、雨水が入らないようパッキンの交換等を行うことが望ましい。



滞水の形跡がある場合

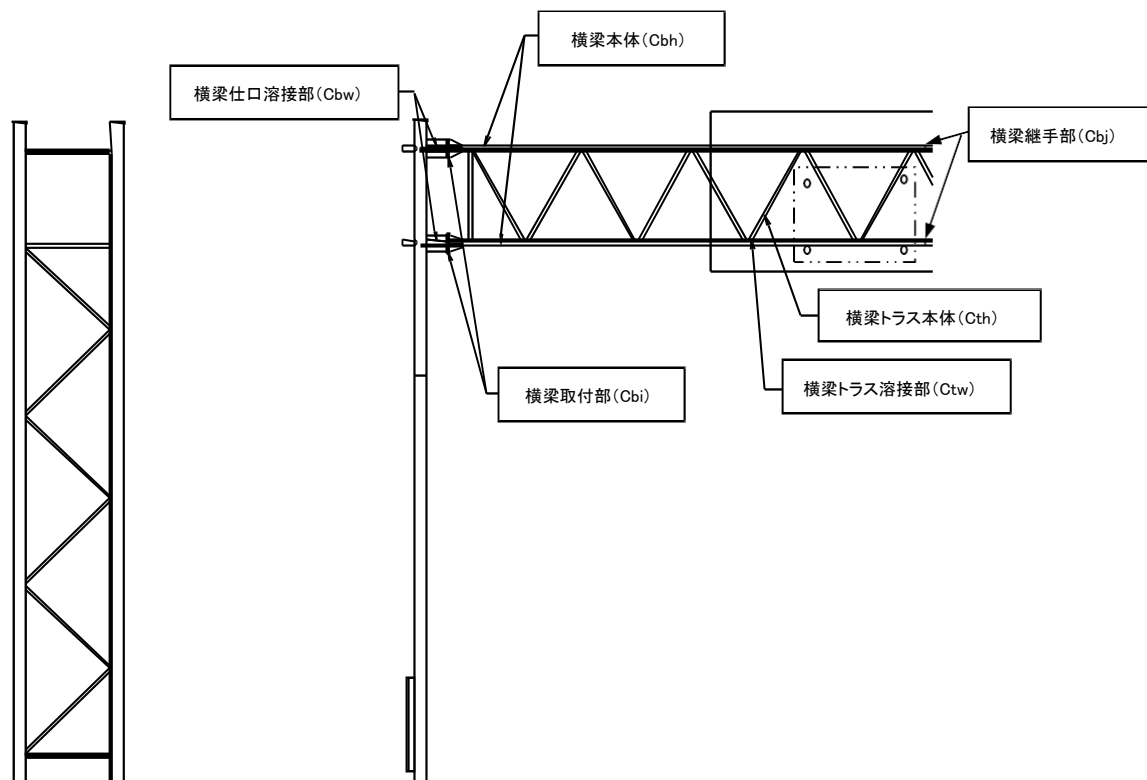


滞水している場合

1. 2 横梁

1) 主な点検箇所（弱点部となる部材等）

- 横梁本体
- 横梁仕口溶接部
- 横梁取付部
- 横梁トラス本体
- 横梁トラス溶接部
- 横梁継手部



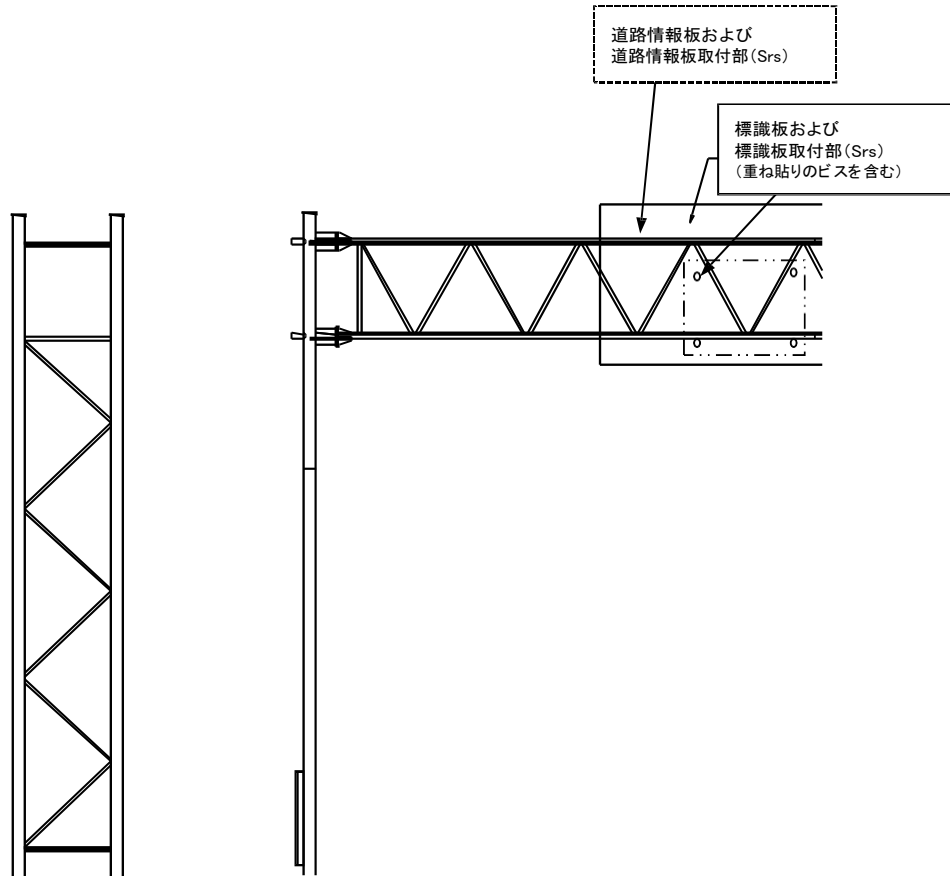
2) 点検時の主な着目点

- 各溶接部は、疲労き裂が生じやすい。
- 横梁取付部は、振動によりボルトのゆるみ・脱落が生じることがある。
- 外観で腐食、亀裂が見られる場合には、支柱内部に雨水が浸入し、支柱内部の滞水及び腐食が生じやすい。

1. 3 標識板及び道路情報板

1) 主な点検箇所（弱点部となる部材等）

- 標識板及び標識板取付部
- 道路情報板及び道路情報板取付部



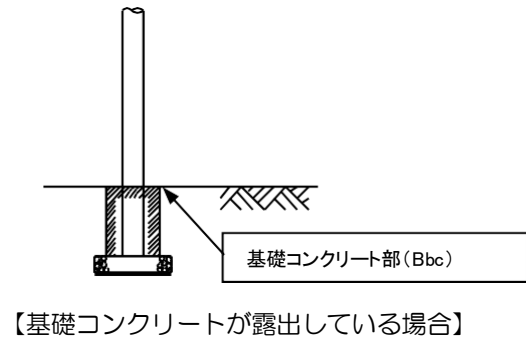
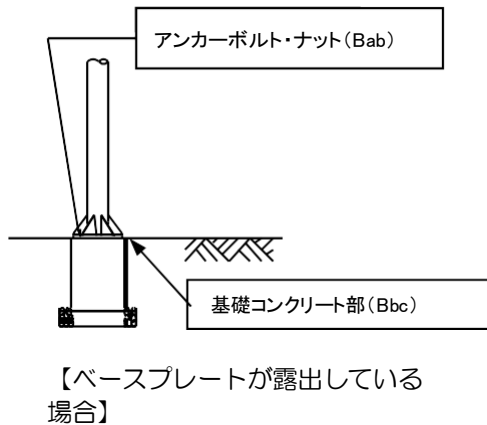
2) 点検時の主な着目点

- 標識板取付部（道路情報板取付部）は、振動によりボルトのゆるみ・脱落が生じることがある。
- 標識板に車両接触痕がある場合、取付部等に著しい変形やき裂が生じていることがある。
- 標識板に重ね貼りした場合、ビスの腐食が生じることがある。
- ヒンジ構造で標識板を吊り下げている構造（吊下式）については、標識板が落下する事案が発生していることから、接合部の点検に特に注視する必要がある。

1. 4 基礎

1) 主な点検箇所（弱点部となる部材等）

- ・基礎コンクリート部
- ・アンカーボルト・ナット



2) 点検時の主な着目点

- ・アンカーボルト・ナットは、振動の影響でゆるむことがある。
- ・基礎コンクリートは、振動や雨水の滞水等の影響により、ひびわれや剥離が発生する場合があります。

1. 5 その他

門型支柱（オーバーヘッド式）を有する大型の道路標識及び道路情報提供装置に管理用の足場や作業台などがある場合には、弱点部となる部材等を適切に設定し、定期点検を行う必要がある。

付録2 判定の手引き

「三重県門型標識等定期点検要領」に従って、部材単位での健全性の診断を行う場合の参考となるよう、典型的な変状例に対して、判定にあたって考慮すべき事項の例を示す。なお、各部材の状態の判定は、定量的に判断することは困難であり、また門型標識等の構造形式や設置条件によっても異なるため、実際の点検においては、対象の門型標識等の条件を考慮して適切な区分に判定する必要がある。

本資料では、付表 2-1 に示す変状の種類別に、参考事例を示す。

付表 2-1 変状の種類

鋼部材	コンクリート部材	その他
①き裂 ②破断 ③変形・欠損・摩耗 ④腐食 ⑤ゆるみ・脱落	⑥ひびわれ	

鋼部材：①き裂

支柱基部（リブ取付溶接部）			
IV		備考	■応力の繰り返しを受ける支柱基部のリブ溶接部などでは、き裂が支柱本体に進展した場合には、支柱の破断、倒壊の恐れがあるため、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。
	例：リブ取付溶接部全体にき裂が発生している場合		
支柱本体（支柱継手部）			
IV		備考	■支柱継手部の溶接部などでは、き裂は内部まで貫通していることがあり、き裂の進行に伴い支柱の破断、倒壊の恐れがあるため、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。
	例：支柱継手部の溶接部にき裂が発生している場合		
横梁溶接部・継手部（横梁継手部）			
IV		備考	■横梁継手部におけるき裂は、風や振動などによる応力の繰り返し作用によるき裂の進行により破断、落下の恐れがあるため、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。
	例：横梁継手部の溶接部にき裂が発生している場合		

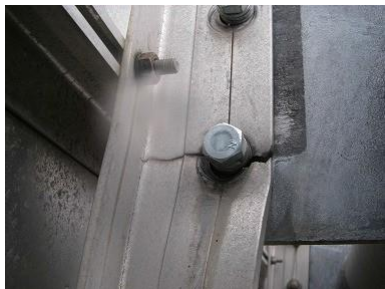
鋼部材：②破断

支柱本体（支柱継手部）			
IV	 (き裂進行に伴う破断の例)	備考	■支柱本体等の主部材の破断は、倒壊に繋がるため、主部材が破断する恐れがある場合には、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。
	例：支柱本体が破断している場合		

その他（電気設備用開口部）			
IV	 (き裂進行に伴う破断の例)	備考	■電気設備用開口部では、内部への水の浸入により、板厚減少を伴う腐食が発生しているなどにより、支柱の破断につながる恐れがあることもある。
	例：支柱の電気設備用開口部下側で破断している場合		

鋼部材：③変形・欠損・摩耗

支柱本体			
Ⅱ			
	例：倒壊への影響は小さいが、支柱本体が微少に変形しており、性能が低下している可能性がある場合		
Ⅳ		備考	■鋼部材の塑性変形は耐荷力の低下につながる危険性が高い。特に大きな応力を負担する部材の耐荷力低下は、構造安全性に大きく影響を及ぼす。なお、原因が明確でない場合には、調査を行って原因を絞り込むことが必要と判断される場合がある。
	例：支柱本体が大きく変形しており、倒壊する恐れがある場合		

標識板及び標識板取付部			
Ⅱ		Ⅲ	
	例：落下の恐れはないものの、標識板の裏面部材が変形している場合		
Ⅳ		備考	■衝突などにより標識板の取付部が変形している場合、風などによる応力の繰り返し作用により、損傷が進行し、標識板の落下の恐れがある場合には、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。
	例：車両接触等の影響により、取付部が変形（又は破断、き裂）しており、標識板が落下する恐れがある場合		

鋼部材：④腐食

支柱本体			
II		III	
	例：板厚減少はほとんど生じていないが、放置すると全体に深刻な腐食の拡大の可能性がある場合		例：腐食により板厚減少を伴う腐食が発生しており、倒壊の恐れがある場合
IV		備考	■異種金属接触による腐食が原因の場合は急速に腐食が進行する恐れがある。また、バンドなどの取付部において、雨水等が滞水しやすい状況においては、急速に腐食が進行する場合もある。 腐食による著しい板厚減少により支柱が破断し、倒壊する恐れがある場合がある。
	例：腐食により、構造安全性が損なわれる断面欠損、貫通や著しい板厚減少がある場合		

横梁本体（横梁取付部）			
II		III	
	例：腐食による板厚減少はほとんど生じていないが、放置すると全体に深刻な腐食の拡大の可能性がある場合		例：板厚減少を伴う腐食が進行しており、落下の恐れがある場合
IV		備考	■支柱や横梁の取付部などの応力が集中する部位等で、板厚減少を伴う腐食が発生した場合、構造安全性に大きく影響を及ぼすため、直ちに緊急的な対応を行うべきと判断できることがある。
	例：腐食により、構造安全性が損なわれる断面欠損、著しい板厚減少がある場合		

支柱基部（路面境界部）			
Ⅱ		Ⅲ	
	例：腐食による板厚減少はほとんど生じていないが、放置すると全体に深刻な腐食の拡大の可能性がある場合		例：板厚減少を伴う腐食が進行しており、倒壊の恐れがある場合
Ⅳ		備考	■路面境界部は滞水しやすく、路面境界部にさび汁等がみられる場合には、外観の見た目以上に内部では腐食が進行していることもある。
	例：腐食により、構造安全性が損なわれる断面欠損、貫通、著しい板厚減少がある場合		

鋼部材：⑤ゆるみ・脱落

横梁取付部			
Ⅳ		備考	■ボルトのゆるみの原因が振動等の場合、放置しておくと脱落をする恐れがある。また、締め直しても早期にゆるみが生じる可能性がある。
	例：横梁取付部に緊急に措置すべきナットのゆるみがある場合		

電気設備用開口部ボルト			
Ⅳ		備考	■電気設備用開口部ボルトに脱落がある場合、ボルト孔から内部に水が浸入し、内部で腐食が発生しているなどの恐れもある。
	例：電気設備用開口部ボルトに緊急に措置すべきボルトの脱落がある場合		

コンクリート部材：⑥ひびわれ

支柱本体			
Ⅱ		Ⅲ	
	例：倒壊の危険は小さいが、基礎コンクリート部に微少なひびわれが発生しており、放置すると、内部への雨水の侵入などにより、地中部で腐食が発生・進行し、倒壊に至る可能性がある場合		例：内部鋼材の腐食が疑われるひびわれが発生している場合
Ⅳ		備考	■基礎コンクリートにひびわれ等が生じ、路面境界に滞水や腐食が認められる場合には、コンクリート内部で腐食が進行している可能性がある。
	例：著しいコンクリートのひびわれが発生している場合		

三重県門型標識等点検要領

発行日 令和7年3月

編集・発行 三重県

電話 059-224-2677

不許複製